

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（平成26年度補正予算）における補助対象となる充電設備設置費用の支払へローン契約等を導入することについて

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金（平成26年度補正予算）における補助対象となる充電設備設置費用の支払にローン契約等による支払の導入を認めます。

	変更前	変更後
実施細則 変更箇所	(用語) 第2条	6 「ローン契約等」とは、割賦販売法第35条の3の23の規定による個別信用購入あっせん業者の登録を受けた法人（以下「クレジット会社等」という。）の扱う金銭消費貸借契約であって、クレジット会社等が目的物の所有権を留保しないものをいう。
	(実績報告時) 第9条	6 申請者がローン契約等を利用する場合は、申請者は、補助金を受領した後、速やかに、補助金相当額を債務の支払いに充当し、センターが定める様式によるローン契約等補助金充当報告書に補助金相当額を債務の支払いに充当したことを証する書類を添付してセンターに提出しなくてはならない。
	(別表4)設備設置に係る実績報告書に必要な添付書類のうちセンターが定めるもの 4. その他必要に応じてセンターが定めるもの	4. 支払がローン契約等による場合にあっては、次の書類 ・ローン契約等の契約書のコピー ・ローン契約等による補助金受給に関する取決書 5. その他必要に応じてセンターが定めるもの

以上

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金
ローン契約等による補助金受給に関する取決書

提出日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

補助金交付決定番号 第 充電 一 号

(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名



(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名



私 (申請者) は、一般社団法人次世代自動車振興センター (以下センターという) が交付する次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助対象となる充電設備費の導入費用 (充電設備費用及び設備設置工事費用を含む全体または一部) に関し、下記ローン契約等を利用して導入し、上記補助金交付決定番号をもって補助金の交付を受けるにあたり、次に定める事項をセンターと約し、遵守するものとしてします。

1. 私 (申請者) は、センターが定める期間は、適切に充電設備等の管理を行います。
2. 私 (申請者) は、補助金を受領した後、速やかに、当該補助金を下記のローン契約等に基づく債務の支払に充当し、ローン契約等補助金充当報告書をセンターに提出します。
3. 私 (申請者) は上記 1、2、及びセンターの定める諸規定に従います。なお、センターの定める事項に違反した場合は、受領した補助金を速やかに返還いたします。

記

クレジット等取扱会社 (登録番号及び名称)	契約番号
登録番号： 名称：	

以上

次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金
ローン契約等補助金充当報告書

報告日 平成 年 月 日

一般社団法人次世代自動車振興センター
代表理事 殿

(申請者)
住所〒

氏名又は名称
及び代表者名



(設置場所)

名称

(手続代行者)
住所〒

氏名又は名称
及び担当者名



下記補助金交付決定番号をもって交付決定を受けた次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の充電設備等設置費用の全部または一部に関し、ローン契約等を利用して支払いましたが、一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金を受領し、下記のとおり当該補助金額と同額をローン契約等に基づく債務に充当しましたので、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金業務実施細則第9条第6項の規定に基づき、補助金額と同額を債務の支払に充当したことを証する書類の写しを添付して、報告します。

記

補助金交付決定番号	第 充電 一 号
契約番号	
クレジット等取扱会社 (名称)	
債務充当日	平成 年 月 日
充当額	円

以上

添付書類：補助金額と同額を債務の支払に充当したことを証する書類